

# 平成20年度一般会計の当初予算額は 56億6,407万5千円です

大崎町の平成20年度一般会計当初予算額の概要をお知らせします。

歳入で最も大きな割合を占めるのが、町の財政力に応じて国から交付される地方交付税で24億1,000万円、次にみなさまに納めていただく町税が11億4,002万6千円となっており、この2つで歳入全体の62.7%を占めています。

歳出を目的別に見てみると、大きなものから順に民生費（9億9,443万3千円）、公債費（9億6,869万4千円）、衛生費（9億4,006万4千円）、農林水産業費（8億6,898万6千円）、となっています。

その他、詳細につきましては下のグラフのとおりです。

また、平成20年度に行われる主な事業は左ページをご覧ください。

## 用語の解説

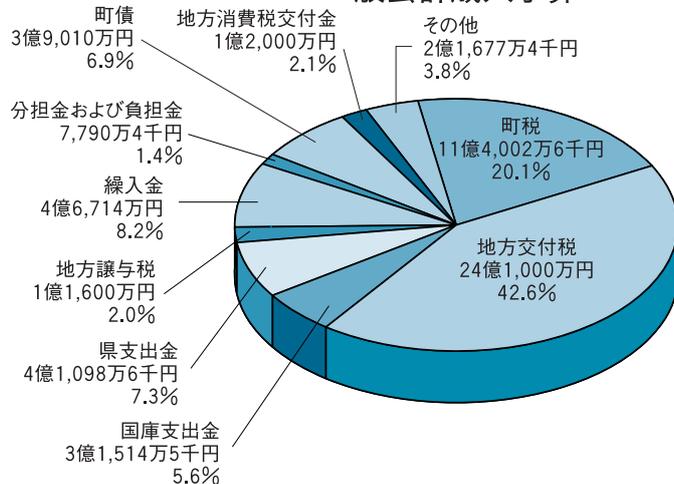
### ■歳入■

- 町税  
町民税や固定資産税など、みなさんに納めていただく税金です。
- 地方交付税  
国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再配分されるものです。
- 国庫支出金  
市町村が行う事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。
- 県支出金  
市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
- 地方譲与税  
国税として徴収した税金の一部が交付されるものです。地方交付税とは違い、地方譲与税は客観的基準に基づき一律に分配されるものです。
- 繰入金  
特別会計や基金などからの収入金です。
- 分担金および負担金  
特定の事業で利益を受けた人から徴収したお金です。
- 町債  
国や銀行からの借入金です。
- 地方消費税交付金  
消費税と一緒に徴収された5%のうち1%が、一定の基準により交付されるお金です。
- その他  
使用料、手数料、財産収入、諸収入などです。

### ■歳出■

- 総務費  
庁舎などの維持管理や全般的な管理事務に使います。
- 民生費  
児童や高齢者など社会福祉のために使います。
- 衛生費  
病気の予防や衛生的な生活環境を保持するために使います。
- 農林水産業費  
農林業や水産業の振興のために使います。
- 商工費  
商工業の振興および観光事業のために使います。
- 土木費  
道路や公園などの整備に使います。
- 消防費  
消防・防災のために使います。
- 教育費  
学校教育・社会教育などのために使います。
- 公債費  
借りたお金を返します。
- その他  
災害復旧費、予備費などです。
- 議会費  
議員報酬や議会活動に要するお金です。

一般会計歳入予算



一般会計歳出予算

